



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（人事課） 3
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） 8
- 沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） 10
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 14
- 沖縄県希少野生動植物保護条例（自然保護課） 25
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課） 47
- 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 48
- 沖縄県森林整備促進基金条例（森林管理課） 49
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課） 50
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部運転免許課） 51

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 53
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 54
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 54
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課） 54
- 沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課） 54

企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程 55

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 56

人事委員会事項

- 期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則 56
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 57

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（条例第42号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項について定めることとした。（第1条から第8条まで）
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 地方公務員法の一部が改正され、同法で規定する職員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人が削られたことに伴い、関係条例の規定を整理することとした。（第1条から第5条まで）
- 2 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則第1項）

3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第5項まで)

○ 沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、関係条例の規定を整備することとした。(第1条から第11条まで及び附則第2項)
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、建築物の容積率の特例が拡充されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の徴収根拠を改めることとした。(別表第3関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)
- 3 この条例は、一部の規定を除き、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県希少野生動植物保護条例(条例第46号)

- 1 この条例の目的、県等の責務、財産権の尊重等及び希少野生動植物保護基本方針について定めることとした。(第1章)
- 2 指定希少野生動植物種の指定に関し必要な事項について定めることとした。(第2章)
- 3 指定希少野生動植物種の個体等の所有者の義務、個体の捕獲の禁止等、希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する規制に関し必要な事項について定めることとした。(第3章)
- 4 土地の所有者の義務、生息地等保護区の指定等、生息地等の保護に関する規制に関し必要な事項について定めることとした。(第4章)
- 5 指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進等、保護増殖事業に関し必要な事項について定めることとした。(第5章)
- 6 指定外来種の指定等、外来種に対する施策に関し必要な事項について定めることとした。(第6章)
- 7 希少野生動植物保護推進員を置くこと等、推進体制の整備等に関し必要な事項について定めることとした。(第7章)
- 8 必要な事項の定期的な調査、国等に関する特例のほか、この条例の規定及びこれによる命令等に違反した者に対する罰則について定めることとした。(第8章及び第9章)
- 9 この条例は、一部の規定を除き、令和2年11月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 10 この条例の施行に伴い、沖縄県環境影響評価条例の一部を改正することとした。(附則第2項)

○ 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 乳児院に置かれる心理療法担当職員等の資格要件に、短期大学を卒業した者が含まれないことを明確化することとした。(第28条等関係)
- 2 母子生活支援施設に置かれる母子支援員等の資格要件に、学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含めることとした。(第39条及び第102条関係)
- 3 児童養護施設に置かれる児童指導員の資格要件に、幼稚園の教諭の免許状を有する者を追加することとした。(第60条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第54条、第60条及び第102条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 年金管理者に係る資格における成年被後見人等の権利の制限に係る措置を見直すこととした。(第10条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第10条関係)
- 3 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県森林整備促進基金条例(条例第49号)

- 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項について定めることとした。(第1条から第7条まで)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 沖縄都市モノレールの車体を利用する広告物を表示する場合の許可等に関する手続を定めることとした。

(第6条及び第7条関係)

- 2 1の許可等に関する知事の権限に属する事務を、権限移譲の協議が整った浦添市が処理することとした。(第47条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第7条等関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許試験及び免許証交付に係る手数料の徴収根拠を定めるとともに、免許証再交付に係る手数料の額を改めることとした。(別表第9関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(別表第9関係)
- 3 この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第42号

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、会計年度任用職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。)の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会計年度任用職員の報酬は、日額、時間額又は月額で支給するものとし、その額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の規定の適用を受ける職員(以下「常勤の職員」という。)に適用される給料表(同条例第5条第1項各号に掲げる給料表をいう。)に掲げる当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の

級の給料月額を計算の基礎として、常勤の職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い算定された額とする。ただし、これにより難しい場合は、職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性を考慮して、任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める。

2 前項に規定する計算の基礎とする給料月額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の直近上位の職務の級の最低の号給の額を超えないものとする。

3 会計年度任用職員には、第1項に定めるもののほか、人事委員会規則で定めるところにより、常勤の職員に支給される地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額に相当する額を報酬として支給することができる。

(報酬の支給方法等)

第3条 会計年度任用職員の報酬の支給日は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した報酬の額をその都度支給することができる。

- (1) 報酬の額が日額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日
- (2) 報酬の額が時間額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日
- (3) 報酬の額が月額で定められている会計年度任用職員 その月の21日

2 前項第3号に掲げる会計年度任用職員には、その職についた日から報酬を支給し、その職を離れた日まで報酬を支給する。

3 会計年度任用職員が死亡したときは、第1項第1号及び第2号に掲げる会計年度任用職員にあってはその日まで、同項第3号に掲げる会計年度任用職員にあってはその月まで報酬を支給する。

4 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の報酬の額（前条第3項に規定する地域手当以外の手当に相当する額を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 報酬の日額にその月において勤務した日

数を乗じて得た額

(2) 第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 報酬の時間額にその月において勤務した時間数を乗じて得た額

(3) 第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 定められた報酬の額（第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額）

5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の報酬の支給方法等については、常勤の職員の例による。

（報酬の減額）

第4条 前条第1項第1号及び第3号に掲げる会計年度任用職員が、任命権者が定める勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、勤務1時間当たりの額を減額する。

2 前項の勤務1時間当たりの額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 第2条第1項に規定する報酬の日額及び同条第3項に規定する地域手当の日額に相当する額の合計額を任命権者が定める勤務時間で除して得た額

(2) 前条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 第2条第1項に規定する報酬の月額及び同条第3項に規定する地域手当の月額に相当する額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

（期末手当）

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の規定により期末手当の支給を受ける職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

4 沖縄県職員の給与に関する条例第27条の2及び第27条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（費用弁償）

第6条 会計年度任用職員が、通勤（勤務のため、その職員の住居と勤務公署（公署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。）との間を往復することをいう。次項において同じ。）する場合に、その往復に要する費用（次項及び第3項において「通勤費用相当額」という。）を費用弁償として支給する。

2 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員（交通機関等（交通機関又は有料の道路をいう。以下同じ。）を利用し、又は自動車等（自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認める職員を除く。）を除く。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。） 普通交通機関等（高速自動車国道、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）の利用区間に係る通用期間1箇月の通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の価額又は平均1箇月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の価額のうち最も低廉となる額（その額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加

算した額)を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(次号に掲げる職員を除く。)通勤距離を考慮して1,900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 会計年度任用職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額(これらの額の合計額に平均1箇月当たりの通勤所要回数に乗じて得た額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額)

イ 会計年度任用職員のうち、第1号に定める額が前号に定める額以上である職員(アに掲げる職員を除く。) 第1号に定める額

ウ 会計年度任用職員のうち、第1号に定める額が前号に定める額未満である職員(アに掲げる職員を除く。) 同号に定める額

3 前2項の規定により費用弁償の支給を受ける会計年度任用職員が、往路又は帰路につき、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額に2分の1を乗じて得た額(往路及び帰路のいずれにおいても交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額)を減額して費用弁償を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第49号)の規定の適用を受ける職員の旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

(報酬及び期末手当の口座振込み)

第7条 報酬及び期末手当は、会計年度任用職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる。

(人事委員会規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年6月1日を基準日とする第5条第1項の規定の適用については、同項中「期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間」とあるのは、「期間」とする。

沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第43号

沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「（法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附則第12項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「1月」を「1箇月」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第27条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第35条第5項中「沖縄県職員の分限に関する条例」の次に「(昭和47年沖縄県条例第4号)」を加え、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第16条第2項第1号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年沖縄県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第22条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の

日から施行する。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第41条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例第27条第1項及び第4項、第27条の2第2号（同条例第28条第5項及び第35条第8項において準用する場合を含む。）、第28条第1項及び第2項第1号並びに第35条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した現業職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第4条の規定による改正後の沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条及び第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第5条の規定による改正後の沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第44号

沖縄県職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の分限に関する条例(昭和47年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「該当として」を「該当して」に改める。

第5条第1項中「、休養」を「休養」に、「場合の」を「場合における」に改め、同条第2項中「引続き」を「引き続き」に改め、同条第5項中「による」を「に該当する場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和47年沖縄県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(減給の効果)」に改め、同条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額(沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年沖縄県条例第42号)第2条第3項に規定する地域手当以外の手当に相当する額を除く。))」を加える。

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び精神保健指定医の実費弁償及び報酬支給条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

- (1) 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年沖縄県条例第41号)第1条
- (2) 精神保健指定医の実費弁償及び報酬支給条例(昭和47年沖縄県条例第106号)第1条

(沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条中「常勤職員との均衡を考慮して」を「その職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い」に改める。

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「職員以外」を「会計年度任用職員以外」に改める。

第9条第2項中「休日に」を「休日（勤務時間条例第7条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に」に改める。

第28条第1項中「基準日以前6箇月以内の期間（人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める期間）におけるその者の勤務成績（人事委員会規則で定める職員にあつては、その者の勤務の状況）」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

第37条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第37条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

別表第1備考中「職員を」を「会計年度任用職員を」に改める。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第14条中「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

第20条の2第3項中「、第7条の2」を削る。

（沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第16条中「基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「その者の基

準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

第21条の2第3項中「、第8条の2」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 次に掲げる条例の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第2号）第2条第2項第3号

(2) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第2項第3号

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第9条中「前条第3項の規定にかかわらず、同項」を「沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）。以下「給与条例」という。）第5条から第7条（第11項を除く。）までの規定にかかわらず、これら」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「給与条例」の次に「第7条の2第2項、」を加え、「、第16条の2から第20条まで及び第37条」を「及び第17条から第20条まで」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「及び第22条第3項」を「、第22条第3項及び第28条の2から第30条まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

(沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員（」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び」を加える。

(沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「、第11条」を削り、同条第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条の表第37条の項を削る。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第45号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項から評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項までを除く。）中「第87条の2」を「第87条の4」に、「建築基準法第6条の3第7項」を「同法第6条の3第7項」に改める。

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条
-------------------------	--	--

		<p>の認定の申請に対する審査</p>	<p>第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については同法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に限る。）による審査を受けた建築物以外の建築物 認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び同法第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額を算出し、これらの額を合計した額</p> <p>(7) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 215,00</p>
--	--	---------------------	--

			<p>0円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 608,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 719,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 820,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 83,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 139,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 223,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 291,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 349,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分（共同住宅に係るも</p>	
--	--	--	---	--

			<p>のを除く。)</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の場合 34,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の場合 38,000円</p> <p>(e) 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。)</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 66,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 186,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 265,000円</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けた建築物 認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び同項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額を算出し、これらの額を合計した額</p> <p>(7) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)</p>
--	--	--	--

			<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円</p>
--	--	--	---

		<p>0円</p> <p>(ウ) 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の場合 6,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円</p> <p>(エ) 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円</p>
--	--	---

別表第3評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項を削り、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項を次のように改める。

<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定により準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別</p>
----------------------------------	--	--

		<p>表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）</p> <p>ア 変更部分について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けた建築物以外の建築物認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び同項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（同法第29条第3項に規定する他の建築物を追加する変更の場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項により算出した額）を算出し、これらの額を合計した額</p> <p>(7) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方</p>
--	--	---

			<p>メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 359,500円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円</p> <p>(i) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 41,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 69,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 111,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 145,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 174,500円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円</p> <p>(ii) 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の場合 17,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の場合 19,000円</p>
--	--	--	--

			<p>(イ) 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 93,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 132,500円</p> <p>イ 変更部分について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けた建築物 認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び同項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（同法第29条第3項に規定する他の建築物を追加する変更の場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項により算出した額）を算出し、これらの額を合計した額</p> <p>(ロ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p>
--	--	--	--

			<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 95,000円</p> <p>(i) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 95,000円</p>
--	--	--	---

		<p>円</p> <p>(ウ) 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の場合 3,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の場合 3,000円</p> <p>(エ) 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 10,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 22,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 38,500円</p>	
--	--	---	--

別表第3 評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項を削る。

第2条 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項及び評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

沖縄県希少野生動植物保護条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第46号

沖縄県希少野生動植物保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 指定希少野生動植物種の指定（第8条）
- 第3章 個体等の取扱いに関する規制
 - 第1節 個体等の所有者の義務等（第9条・第10条）
 - 第2節 個体の捕獲等の禁止（第11条—第14条）
- 第4章 生息地等の保護に関する規制
 - 第1節 土地の所有者の義務等（第15条・第16条）
 - 第2節 生息地等保護区（第17条—第24条）
- 第5章 保護増殖事業（第25条—第28条）
- 第6章 外来種に対する施策（第29条—第38条）
- 第7章 推進体制の整備等（第39条—第41条）
- 第8章 雑則（第42条—第45条）
- 第9章 罰則（第46条—第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環

境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、希少野生動植物の保護（外来種に属する動植物が希少野生動植物に係る生態系に及ぼし、又は及ぼすおそれのある被害の防止を含む。以下同じ。）を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、県内に生息し、又は生育する野生動植物であって、その種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- (2) 種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- (3) 種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) 種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの

2 この条例において「指定希少野生動植物種」とは、第8条第1項の規定により知事が指定する希少野生動植物の種をいう。

3 この条例において「指定希少野生動植物」とは、指定希少野生動植物種に属する野生動植物をいう。

4 この条例において「県民等」とは、県民、滞在者及び旅行者をいう。

5 この条例において「外来種」とは、県内に導入され、又は県内の特定の地域から当該地域以外の地域に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物の種をいう。

6 この条例において「指定外来種」とは、第29条第1項の規定により知事が指定する外来種をいう。

（県の責務）

第3条 県は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、希少野生動植物の保護の必要性について、県民等及び事業者の理解を深めるため、適切な措置を講ずるものとする。

3 県は、地域の開発及び整備その他の希少野生動植物の保護に影響を及ぼすと認められ

る施策の策定及び実施に当たっては、希少野生動植物の保護について配慮するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少野生動植物の種の個体の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第5条 県民等は、希少野生動植物の保護に自ら努めるとともに、県が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(財産権の尊重等)

第6条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(希少野生動植物保護基本方針)

第7条 知事は、希少野生動植物の保護のための基本方針（以下「希少野生動植物保護基本方針」という。）を定めるものとする。

2 希少野生動植物保護基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想
- (2) 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
- (3) 指定希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項
- (4) 指定希少野生動植物種の個体（卵及び種子を含む。以下指定希少野生動植物種について同じ。）及びその器官（規則で定めるものに限る。第9条及び第11条第2項において同じ。）並びにこれらの加工品（規則で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
- (5) 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- (6) 保護増殖事業（指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の指定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
- (7) 指定外来種の選定に関する基本的な事項
- (8) 指定外来種の個体（卵、種子その他規則で定めるものを含み、生きているものに限

る。以下指定外来種について同じ。)及びその器官(規則で定めるものであって、生きているものに限る。次号及び第29条第2項において同じ。)の取扱いに関する基本的な事項

(9) 指定外来種の個体及びその器官の防除に関する基本的な事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要事項

3 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めようとするときは、あらかじめ沖縄県自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 知事は、希少野生動植物保護基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、希少野生動植物保護基本方針の変更について準用する。

6 知事は、規則で定めるところにより、第2項第3号に規定する提案の募集を行うものとする。

7 この条例の規定に基づく処分その他希少野生動植物の保護のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物保護基本方針と調和するものでなければならない。

第2章 指定希少野生動植物種の指定

第8条 知事は、希少野生動植物の種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。)のうち特にその個体の保護の必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則で定める事項を県公報で公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定に係る指定希少野生動植物種の案(次項及び第5項において「指定案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

5 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、指定をするときは、その旨及びその指定希少野生動植物種を県公報で告示し

なければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

9 第2項、第6項及び第7項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「前項」とあるのは、「第9項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第3章 個体等の取扱いに関する規制

第1節 個体等の所有者の義務等

(個体等の所有者等の義務)

第9条 指定希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下この章において「個体等」と総称する。）の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第10条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 個体の捕獲等の禁止

(個体の捕獲等の禁止)

第11条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 前項の規定に違反して捕獲等をした指定希少野生動植物種の個体は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。その個体の器官又はその個体若しくはその器官の加工品についても、同様とする。

(捕獲等の許可)

第12条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生き

- ている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。
- (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
 - (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 捕獲等をする者が適切な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、第1項の許可をする場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適切な飼養栽培施設に收容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。
- (捕獲等の規制に係る措置命令等)

第13条 知事は、第11条の規定に違反して指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をした者に対し、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、当該

違反に係る指定希少野生動植物種の生きている個体を知事に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その者に対し、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等又は個体等の譲渡し等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 生息地等の保護に関する規制

第1節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第15条 土地の所有者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第16条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第2節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第17条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）又はその変更は、その区域及び名称、指定又はその変更に係る指定希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 知事は、指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。

4 知事は、指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、国の関係地方行政機関の長に協議するとともに、審議会及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 知事は、指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあつては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第7項において同じ。）は、あらかじめ、その旨及び規則で定める事項を県公報で公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、その区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案（次項及び第7項において「指定案」という。）並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があつたときは、指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

7 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたときその他指定又はその変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 知事は、指定をし、又はその変更をするときは、その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定めら

れている場合に限る。)を県公報で告示しなければならない。

- 9 指定又はその変更は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 10 知事は、生息地等保護区に係る指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 11 第4項、第8項及び第9項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第8項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第9項中「前項」とあるのは「第11項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 12 生息地等保護区の区域内（次条第4項第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

（管理地区）

第18条 知事は、生息地等保護区の区域内で指定希少野生動植物の保護のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

- 2 知事は、管理地区に係る指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 3 前条第2項及び第4項から第9項までの規定は第1項の規定による指定及びその変更について、同条第4項、第8項及び第9項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第8項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第2項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る指定希少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「その区域」と、同条第5項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「区域を拡張する場合」と、「並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更について

は「を公衆」と、同条第8項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及びその区域並びにその区域ごとの期間」と、同条第9項中「前項」とあるのは「次条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

4 管理地区の区域内（第8号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内。第21条第1項及び第22条第1項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第10号から第14号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- (8) 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機若しくは無人航空機を着陸させること。
- (10) 第7号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
- (11) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

- (12) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- (13) 火入れ又はたき火をすること。
- (14) 指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 5 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 6 知事は、前項の申請に係る行為が前条第2項の指針に適合しないものであるときは、第4項の許可をしないことができる。
- 7 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4項の許可に条件を付することができる。
- 8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
- 9 次に掲げる行為については、第4項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- (3) 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
- 10 前項第1号に掲げる行為であって第4項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第19条 知事は、管理地区の区域内で指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき（指定の変更にあっては、区域の拡張に限る。）は、その場所の土地所有者等（正当な権原を有する者に限る。次項及び第23条第2項において同じ。）の同意を得るとともに、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

3 知事は、土地所有者等が正当な理由により第1項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第17条第8項及び第9項の規定は第1項の規定による指定及びその変更並びに第3項の規定による指定の解除について、前条第5項及び第7項の規定は前項第3号の許可について準用する。この場合において、第17条第8項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第3項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第1項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、第3項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第9項中「前項」とあるのは「第19条第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(監視地区)

第20条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第1項及び第22条第1項において「監視地区」という。）の区域内において第18条第4項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があつた場合において届出に係る行為が第17条第2項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があつた日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があつた日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- (3) 第17条第1項の規定による指定又はその変更がされた時において既に着手している行為
(指示及び措置命令)

第21条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第18条第4項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第18条第4項若しくは第19条第4項の規定に違反した者、第18条第7項（第19条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第18条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域

内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第23条 知事は、第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による立ち入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による立ち入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地所有者等は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第24条 県は、第18条第4項の許可を受けることができないため、同条第7項の規定により条件を付されたため又は第20条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならない。
- 3 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

第5章 保護増殖事業

(保護増殖事業計画)

第25条 知事は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

- 2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき指定希少野生動植物種ごと

に、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、第1項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を県公報で公告し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、第1項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(保護増殖事業の実施等)

第26条 県は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 国及び市町村は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第1項の保護増殖事業計画に適合するものについて、知事のその旨の確認を受けることができる。

3 国、県及び市町村以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第1項の保護増殖事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を県公報で公告しなければならない。第28条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

(認定保護増殖事業等の実施)

第27条 認定保護増殖事業等（県の保護増殖事業、前条第2項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第3項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）

は、第25条第1項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第11条、第18条第4項及び第10項、第19条第4項、第20条第1項並びに第43条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地所有者等は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。

4 知事は、前条第3項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(保護増殖事業の認定等の取消し)

第28条 第26条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第25条第1項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第26条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、第26条第3項の認定を受けた保護増殖事業が第25条第1項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第4項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第6章 外来種に対する施策

(指定外来種の指定)

第29条 知事は、外来種のうち県内の全部又は一部の区域において希少野生動植物に係る生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある動植物の種（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物の種を除く。）を指定外来種として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定外来種の個体及びその器官（以下この章において「個体等」という。）が希少野生動植物に係る生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある区域（以下この章において「指定区域」という。）を定めて行うものとする。

3 知事は、指定外来種の個体等が希少野生動植物に係る生態系に及ぼし、又は及ぼすおそれのある被害（以下この章において「指定外来種による被害」という。）の状況の変化その他の事情の変化により必要があると認めるときは、指定区域を変更することができる。

4 知事は、指定外来種による被害の状況の変化その他の事情の変化により第1項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を解除しなければならない。

5 第8条第2項、第6項及び第7項の規定は、第1項の規定による指定、第3項の規定による変更及び前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第8条第6項中「その指定希少野生動植物種」とあるのは第3項の規定による変更につい

ては「変更の内容」と、同条第7項中「前項」とあるのは「第29条第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(飼養、栽培又は保管の届出)

第30条 指定外来種の個体等の飼養、栽培又は保管を当該指定外来種に係る指定区域においてする者は、規則で定めるところにより、当該飼養、栽培又は保管を開始した日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、第36条第3項に規定する防除に伴い飼養、栽培又は保管をする場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 指定外来種の名称及び個体等の数量
- (3) 飼養、栽培又は保管のための施設の所在地
- (4) 飼養、栽培又は保管のための施設の構造及び規模
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一の種が指定外来種に指定された際現に当該指定外来種に係る指定区域において当該指定外来種の個体等の飼養、栽培又は保管をしている者がする前項の規定による届出の期限は、同項の規定にかかわらず、その種が指定外来種に指定された日から起算して規則で定める日までとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る飼養、栽培若しくは保管をやめたとき、又はその届出に係る事項に変更（規則で定める軽微な変更を除く。）があったときは、規則で定めるところにより、当該飼養、栽培若しくは保管をやめた日又は当該変更があった日から起算して30日を経過する日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定外来種の個体の取扱い)

第31条 指定外来種の個体等の飼養、栽培、保管又は運搬（以下この章において「飼養等」という。）をする者は、当該指定外来種の個体等の性質に応じ規則で定める基準に適合する飼養等施設（次項及び第33条において「適合飼養等施設」という。）を備えなければならない。

2 指定外来種の個体等の飼養等をする者は、飼養等をするには、当該指定外来種の個体等の飼養等の状況の確認及び当該指定外来種の個体等に係る適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うことその他の規則で定める方法によらなければならない。

3 第36条第3項に規定する防除に伴い指定外来種の個体等の飼養等をする者その他規則で定める者については、前2項の規定は、適用しない。

4 前条第2項に規定する者については、同条第1項の規定による届出を行うまでの間は、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(措置命令)

第32条 知事は、指定外来種の個体等の飼養等をする者が前条第1項又は第2項の規定に違反した場合において、指定外来種による被害の防止のため必要があると認めるときは、その者に対し、当該指定外来種の個体等に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(放つこと等の禁止)

第33条 飼養等、移入（指定外来種の個体等を当該指定外来種に係る指定区域外の区域から当該指定区域に移し入れることをいう。）又は譲渡し等に係る指定外来種の個体等は、規則で定める場合を除き、当該指定外来種の個体等に係る適合飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

(販売を業とする者の責務)

第34条 指定外来種の個体等の販売を業とする者は、当該販売に係る指定外来種の個体等を購入しようとする者に対し、当該指定外来種の個体等の適正な飼養等の方法並びに当該指定外来種の個体等が希少野生動植物に係る生態系に及ぼし、又は及ぼすおそれのある被害の内容について、必要な説明をしなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第35条 知事は、第30条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定外来種の個体等の飼養等をする者又は販売を業とする者に対し、指定外来種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第30条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定外来種の個体等の飼養等又は販売に係る施設に立ち入り、指定外来種の個体等、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(防除の実施)

第36条 指定外来種による被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該指定外来種による被害の発生を防止するため必要があるときは、知事は、この条から第38条までの規定により、防除を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による防除をするには、規則で定めるところにより、関係市町村の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、当該事項を県公報で告示しなければならない。

- (1) 防除の対象となる指定外来種の名称
- (2) 防除を行う区域及び期間
- (3) 当該指定外来種の個体等の捕獲、採取又は殺処分その他の防除の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防除の実施に関し必要な事項

3 県以外の者が防除をしようとするときは、前項各号に掲げる事項について、あらかじめ知事に届け出なければならない。

4 県は、県以外の者が行う防除について、必要な情報を提供し、及び協力するものとする。

(土地への立入り等)

第37条 知事は、前条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来種の個体等の捕獲、採取若しくは殺処分をさせ、又は当該指定外来種の個体等の捕獲、採取若しくは殺処分の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を県公報で告示しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は県公報で告示した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は、相手方に到

達したものとみなす。

(損失の補償)

第38条 県は、前条第1項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にその請求をしなければならない。

3 知事は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

第7章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第39条 県は、市町村並びに事業者、県民等及びこれらの者の組織する民間の団体の協力を得て、希少野生動植物の保護に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(希少野生動植物保護推進員)

第40条 知事は、希少野生動植物の重要な生息地等における監視、指導、啓発、調査その他希少野生動植物の保護に関する業務を行わせるため、希少野生動植物保護推進員を置くことができる。

2 希少野生動植物保護推進員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(教育及び学習の機会の充実等)

第41条 県は、希少野生動植物の保護に関する広報その他の啓発活動を行うとともに、事業者及び県民等の希少野生動植物の保護に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。

第8章 雑則

(調査)

第42条 知事は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この条例に基づく規則の改廃、この条例に基づく指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(国等に関する特例)

第43条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業について、第10条、第11条、第16

条、第18条第4項及び第10項、第19条第4項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第2項、第30条第1項、第31条第1項及び第2項、第35条第1項及び第2項並びに第36条第3項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第11条第1項第2号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第18条第4項若しくは第19条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第18条第8項の規定により届出をして引き続き同条第4項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第10項、第20条第1項、第30条若しくは第36条第3項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(経過措置)

第44条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第12条第1項の許可を受けた者

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項又は第33条の規定に違反した者
- (2) 第13条第1項若しくは第2項、第21条第2項又は第32条の規定による命令に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項又は第18条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第19条第4項の規定に違反した者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第5項において準用する第18条第7項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第20条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第20条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 第20条第5項の規定に違反した者
- (5) 第30条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第8項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 第14条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第22条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第23条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- (5) 第30条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第35条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第46条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。ただし、第1章、第2章、第29条、第

7章、第42条、第44条及び第45条の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県環境影響評価条例の一部改正)

2 沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

(7) 沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第17条第1項の規定により指定された生息地等保護区

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第47号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第28条第4項中「大学（」を削り、「をいう。以下同じ。）又は」を「（短期大学を除く。）又は」に、「の学部で」を「において」に改める。

第37条第3項中「の学部で」を「において」に改める。

第39条第1号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1項第1号において同じ。）」を加える。

第54条第2項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第58条第4項中「の学部で」を「において」に改める。

第60条第1項第4号中「の学部で」を「において」に改め、同項第5号中「大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において」に、「学校教育

法」を「同法」に改め、同項第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第68条第10項中「大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において」に改める。

第92条第3項及び第100条第4項中「大学等の学部で」を「大学等において」に、「大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第102条第1項第3号中「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第4号中「大学等の学部で」を「大学等において」に、「大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において」に、「学校教育法」を「同法」に改め、同項第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第48号

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例（昭和48年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第10条第2項第2号中「破産者であつて」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

沖縄県森林整備促進基金条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第49号

沖縄県森林整備促進基金条例

(設置)

第1条 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条第1項の規定に基づき、沖縄県森林整備促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第

34条第2項各号に掲げる施策に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第50号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 第7条第7項の規定により知事の許可を受けて表示する広告物のうち、前2項の許可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可を受けたものとみなす。

第7条第2項第9号中「周囲」を「、周囲」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 軌道車両に表示される広告物で、第2項第5号に規定するもの以外のものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。

第10条第1項及び第11条第1項中「第6条又は第7条第5項若しくは第6項」を「第6条第1項若しくは第2項又は第7条第5項から第7項まで」に改める。

第15条第1項中「第16条」を「次条」に、「又同様」を「また同様」に改める。

第47条の表に次のように加える。

1	第7条第7項に規定する許可に関する事務	浦添市
2	1に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基	

づく事務であつて、別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第51号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項中

<table border="1"> <tr><td>1,550円</td></tr> <tr><td>1,900円</td></tr> </table>	1,550円	1,900円	を	<table border="1"> <tr><td>1,550円</td></tr> <tr><td>1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）</td></tr> </table>	1,550円	1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）	に、
1,550円							
1,900円							
1,550円							
1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）							
<table border="1"> <tr><td>1,750円</td></tr> <tr><td>1,900円</td></tr> </table>	1,750円	1,900円	を	<table border="1"> <tr><td>1,750円</td></tr> <tr><td>1,900円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）</td></tr> </table>	1,750円	1,900円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）	に、
1,750円							
1,900円							
1,750円							
1,900円（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）							

「	「	「	「
1,900円	1,900円 (道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)	1,500円	1,500円
1,500円	を	1,700円	に改め、
1,700円	」	1,900円	」
1,900円	」	1,900円 (道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)	」

同表免許証交付手数料の項を次のように改める。

免許証交付 手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付の場合を除く。）	2,050円（道交法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（道交法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道交法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付の場合）	1,700円（道交法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）

仮運転免許に係る免許証	1,150円
-------------	--------

別表第9第1項の表免許証再交付手数料の項中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表講習手数料の項中「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「道交法施行令」という。）」を「道交法施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第61号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表第1現業職給料表に定める」を「第2条から第7条の2までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた」に改め、同条第2項中「並びに別表第8」を削り、「。以下」の次に「この項及び次条において」を加え、「、別表第8定時制夜間勤務手当の項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と、「再任用短時間勤務職員勤務割合」とあるのは「育児短時間勤務職員等勤務割合」と」を削る。

第12条第1項中「別表第1現業職給料表に定める」を「第2条から第7条の2までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた」に改め、同条第2項中「並びに別表第8」を削り、「次条及び別表第8」を「以下この項及び次条」に改め、「、別表第8定時制夜間勤務手当の項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、「再任用短時間勤務職員勤務割合」とあるのは「短時間勤務職員勤務割合」と」を削る。

第13条第1項を削り、同条第2項中「任期付職員採用条例」を「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）」に、「前項の規定にかかわらず、同項で」を「第2条から第7条の2までの規定にかかわらず、これらの規定により」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 任期付短時間勤務現業職員に対する第8条第3項及び第9条の規定の適用については、第8条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下この項及び次条において「任期付短時間勤務現業職員」という。）」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」と、「再任用短時間勤務職員勤務割合」とあるのは「任期付短時間勤務現業職員勤務割合」と、「再任用短時間勤務職員について」とあるのは「任期付短時間勤務現業職員について」と、第9条第1項中「現業職員」とあるのは「任期付短時間勤務現業職員」と、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務現業職員」とする。

第14条及び第15条を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第62号

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第17号様式から第27号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第17号様式から第27号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第63号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中第273号を削り、第274号を第273号とし、第275号を削り、第276号を第274号とし、第277号を第275号とする。

附 則

この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第64号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第65号

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県屋外広告物条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは第6項」を「から第7項まで」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「野立て広告物」を「野立広告物」に改め、同条第3号中「広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）」を

「掲出物件」に改める。

第5条第1項中「定めるところによるもの」を「掲げる広告物又はこれの掲出物件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間」に改め、同条第2項中「の各号」を削る。

第6条第1項第3号中「野立て広告物」を「野立広告物」に改め、同条第3項中「の各号」を削る。

第7条中「ちよう付」を「貼付」に改める。

第8条中「同条第3項第1号、同条第4項並びに同条第7項」を「第3項第1号、第4項並びに第8項」に改める。

第9条第1項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第15条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「(昭和24年法律第189号)」を削る。

第16条中「第27条」を「第27条各項」に、「それぞれ次の各号に掲げるところ」を「次の各号に掲げる届の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式」に改める。

別表第1第1項第2号中「表示」を「広告物等の数量及び表示」に改め、同項第5号中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同項第7号中「道路法、建築基準法等他法令」を「道路法(昭和27年法律第180号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令」に改め、同表第2項第1号ア中「原則」を「、原則」に改め、同号エ中「へい」を「塀」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 軌道車両(条例第7条第7項に規定するもの) 表示面積は、1側面につき、10平方メートル以下とすること。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

別表第2第4号中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改める。

第1号様式中「ちよう付欄」を「貼付欄」に改め、同様式注3中「、管理者又は施工者」を「又は管理者」に改める。

第4号様式中「ちよう付欄」を「貼付欄」に改める。

第6号様式注2中「、広告物」を「、又は広告物」に、「附近」を「付近」に改める。

第15号様式(表)中「ちよう付欄」を「貼付欄」に改める。

第21号様式中「ごらん」を「ご覧」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式の裏中「ちよう付」を「貼付」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 金 城 武

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程(昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

職員に適用する給料表は、企業職給料表(別表第1)のとおりとする。

第4条第3項を削る。

別表第1備考を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第11号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号及び第6号並びに第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第5項及び第6項」を「及び第4項」に改め、同項を同条第6項とする。

第5条中「現業職員給与条例施行規則」を「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）」に改める。

第11条第1項中「及び病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)」を削る。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5及び別表第6 削除

別表第16病院事業特定業務等従事任期付職員行政職給料表の項から病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)の項までを削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会事項

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第19号

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を削る。

第10条中「期間率に成績率」を「次条に規定する職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第14条に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）」に改める。

別表第1特定業務等従事任期付職員行政職給料表の項から特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)の項までを削る。

（勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第2項第2号中「第11条第4項」を「第10条第2項」に改める。

（教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正）

第3条 教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第34号）の一部を次のよう

に改正する。

第3条中「職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」を「職員、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条の規定により任期を定めて採用された同条に規定する短時間勤務職員」に改める。

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第4条 給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「この項において」を削り、「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「（以下「任期付短時間勤務職員」を「及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条の規定により任期を定めて採用された同条に規定する短時間勤務職員（以下これらの職員を「任期付短時間勤務職員」に改める。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第5条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年沖縄県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法第17条」を「育児休業法第17条」に、「第18条第1項」を「育児休業法第18条第1項」に、「規定する短時間勤務職員」を「規定する短時間勤務職員及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）第4条の規定により任期を定めて採用された同条に規定する短時間勤務職員」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第6条 次に掲げる規則の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年沖縄県人事委員会規則第9号）第2条

(2) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）第3条（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年沖縄県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を削る。

第9条中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第7条とする。

第10条を削る。

第11条中「第11条第4項」を「第10条第2項」に改め、同条を第8条とし、第12条を第9条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。以下「分限条例」という。」を削る。

第3条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削り、同条第3号オ中「（以下「退職派遣者」という。）」を削る。

第7条第1項中「第5号」を「第4号」に改める。

第9条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

別表第1行政職給料表の項中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---